6.　介護職員等処遇改善加算について

・事業所が介護職員等処遇改善加算を取得するためには、指定権者の自治体に対し、毎年度、事前の計画書と実績報告書を提出する必要があります。
・令和6年度介護報酬改定に伴い一本化された介護職員等処遇改善加算について、令和7年度より、内容が変更される事項があります。

【主な変更事項】
① 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)の終了
・令和6年度末まで経過措置として設けられていた、介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)について、令和7年度以降は同区分の算定ができなくなる。

② 月額賃金改善要件Ⅰの適用開始
・新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳ(一番下の区分)の加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

③ 職場環境等要件の変更
・算定する加算区分に応じて、6の区分ごとに既定の数以上の取組を実施すること。
※なお、令和7年度中に要件を整備することを誓約した場合は、令和7年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。また介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和7年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。

④ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの経過措置の延長
・令和6年度に特例が設けられていたキャリアパス要件Ⅰ～Ⅲについて、令和7年度においても、令和7年度中に取得要件を整備することを誓約した場合は、令和7年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。

⑤ 申請様式の一体化
・令和7年度介護職員等処遇改善計画書について、申請の事務負担への対応から、介護保険事業費補助金(介護人材確保・職場環境改善等事業)の計画書と様式が一体化されている。

※ 令和7年度介護職員等処遇改善加算の内容につきましては、厚生労働省 HP『介護職員の処遇改善』も参照ください。
URL: https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html